

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                     |
|-------|--------------------------|
| 6     | 身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

垂井町長は、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報のファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

岐阜県 垂井町長

## 公表日

令和8年3月10日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 身体障害者手帳の交付に関する事務  |
| ②事務の概要                   | 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。<br>①身体障害者手帳の交付申請の受理<br>②氏名の変更又は他区市町村からの転入されたときの届出・変更申請の受理<br>③身体障害者手帳の返還の受理<br>④岐阜県身体障害者更生相談所へ進達<br>⑤身体障害者手帳の交付・交付台帳の整備<br>⑥氏名の変更又は他区市町村からの転入されたときの届出・変更内容の記載<br>⑦他区市町村から転入された際、他区市町村への身体障害者手帳交付台帳送付依頼<br>⑧身体障害者手帳を紛失、棄損されたときの届出・再交付<br>⑨他区市町村へ転出された際、転出先区市町村から身体障害者手帳交付台帳の送付依頼があったときの送付手続 |
| ③システムの名称                 | 障害者福祉システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、EUCシステム  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 障害者手帳情報ファイル              |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 1 番号法 第9条第1項及び別表20の項<br>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第11条   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [ 実施しない ] <選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定   |
| ②法令上の根拠                  |   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 健康福祉課   |
| ②所属長の役職名                 | 課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
|                          |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 垂井町 情報公開・個人情報保護担当<br>〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11<br>問合せ先 電話番号 0584-22-1151   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 垂井町 情報公開・個人情報保護担当<br>〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11<br>問合せ先 電話番号 0584-22-1151   |
| ⑨規則第9条第2項の適用             | [ ]適用した   |
| 適用した理由                   |   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年12月1日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年12月1日 時点   |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類  |           |  |
|--|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。   |           |  |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)   |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 3. 特定個人情報の使用   |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>   |           |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>              |           |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)</span> |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                             |  |   |
|---|--|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない             |  |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か                       | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 判断の根拠                                       | マイナンバー利用事務において、原則申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で真正性確認を行っている。住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。  |   |
| 9. 監査                                       |  |   |
| 実施の有無                                       | [ <input type="checkbox"/> ] 自己点検  | [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査              |
| 10. 従業者に対する教育・啓発                            |  |   |
| 従業者に対する教育・啓発                                | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する |  |   |
| 最も優先度が高いと考えられる対策                            | [ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]<br><選択肢><br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 |   |
| 当該対策は十分か【再掲】                                | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 判断の根拠                                       | 垂井町個人情報、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する管理規程に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。   |   |

## 変更箇所

| 変更日       | 項目                                    | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                |
|-----------|---------------------------------------|--|---|------|--------------------------|
| 平成30年4月1日 | I 5. ②所属長                             | 課長 片岡 兼男   | 課長 藤塚 康孝  | 事前   |                          |
| 平成30年4月1日 | II 1. いつの時点での計数か                      | 2015/7/1   | 2018/4/1  | 事前   |                          |
| 平成30年4月1日 | II 2. いつの時点での計数か                      | 2015/7/1   | 2018/4/1  | 事前   |                          |
|           | I 4. 情報連携実施の有無                        | 未定   | 実施しない   | 事前   |                          |
|           | I 5. ②所属長の役職名                         | 課長 藤塚 康孝   | 課長  | 事前   |                          |
|           | II 1. いつの時点での計数か                      | 2018/4/1   | 2019/1/1  | 事前   |                          |
|           | II 2. いつの時点での計数か                      | 2018/4/1   | 2019/1/1  | 事前   |                          |
|           | IVリスク対策                               | 記載なし   | 記載の追加   | 事前   |                          |
| 令和1年9月17日 | I 関連情報<br>7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先   | 岐阜県不破郡垂井町1532番地の1  | 岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11  | 事後   | 役場庁舎移転に伴う変更              |
| 令和1年9月17日 | I 関連情報<br>8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 請求先 | 岐阜県不破郡垂井町1532番地の1  | 岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11  | 事後   | 役場庁舎移転に伴う変更              |
| 令和3年8月2日  | II 1. いつの時点での計数か                      | 2019/1/1   | 2021/7/1  | 事後   |                          |
| 令和3年8月2日  | II 2. いつの時点での計数か                      | 2019/1/1   | 2021/7/1  | 事後   |                          |
| 令和6年3月15日 | II 1. いつの時点での計数か                      | 2021/7/1   | 2024/3/1  | 事後   |                          |
| 令和6年3月15日 | II 2. いつの時点での計数か                      | 2021/7/1   | 2024/3/1  | 事後   |                          |
| 令和7年12月1日 | I 関連情報<br>1. ③システムの名称                 | 障害者福祉システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム   | 障害者福祉システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、EUCシステム  | 事前   | 標準準拠システム移行に伴う変更          |
| 令和7年12月1日 | I 関連情報<br>3. 法令上の根拠                   | 1 番号法 第9条第1項及び別表第一の11の項<br>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第11条 | 1 番号法 第9条第1項及び別表20の項<br>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第11条 | 事後   | 番号法の改正に伴う修正(令和6年5月27日施行) |
| 令和7年12月1日 | IIしきい値判断<br>1. いつ時点の計数か               | 2024/3/1   | 2025/12/1   | 事後   |                          |
| 令和7年12月1日 | IIしきい値判断<br>2. いつ時点の計数か               | 2024/3/1   | 2025/12/1   | 事後   |                          |
| 令和7年12月1日 | IVリスク対策<br>8. 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か   | 新規項目   | 十分である   | 事後   |                          |

| 変更日       | 項目                              | 変更前の記載 | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---------------------------------|--------|---|------|-----------|
| 令和7年12月1日 | IVリスク対策<br>8. 判断の根拠             | 新規項目   | マイナンバー利用事務において、原則申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で真正性確認を行っている。住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。                             | 事後   |           |
| 令和7年12月1日 | IVリスク対策<br>11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | 新規項目   | 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  | 事後   |           |
| 令和7年12月1日 | IVリスク対策<br>11. 当該対策は十分か【再掲】     | 新規項目   | 十分である   | 事後   |           |
| 令和7年12月1日 | IVリスク対策<br>11. 判断の根拠            | 新規項目   | 垂井町個人情報、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する管理規程に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 | 事後   |           |